

訴えの提起に関する専決処分について

あいちトリエンナーレ 2019 への負担金交付請求控訴について

【江上議員】 通告に従い、あいちトリエンナーレ 2019 への負担金交付請求控訴事件の「訴えの提起に関する専決処分について」河村市長に質問します。

1 文化芸術基本法にも反し、裁判でも否定された。それでも上告するのか

控訴判決は、市側の主張をことごとく否定し、負担金と遅延損害金の支出を求めています。それに対する上告理由書は、まだ提出されていません。市長は、今回の催しが公共事業であるから、市の裁量権があるとして、事業内容への「表現の自由に対する」介入ではないと主張しているようです。

公共事業ということに市長はこだわり、市の裁量が認められるかどうかを争っているようですが、今回のような実行委員会形式であろうと、市が主催者の場合であろうと、文化芸術活動における公的事業は、文化芸術基本法が定める地方自治体の責務に沿って進めるべきです。文化芸術基本法は、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行うものの自主性を尊重すること」を述べています。同法の基本理念では、「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術活動を行うものの創造性が十分に尊重される」ことが求められ、地方自治体の責務として、「基本理念にのっとり」ことが求められており、ここを基準に地方自治体の判断は求められています。表現の自由を守るため、名古屋市は、「金を出しても口は出さない」姿勢が求められています。

ところが河村市長は、表現そのものに踏み込んで発言しています。「平和の少女像」や、「昭和天皇の肖像が映った映像作品」などに対して、「日本人の心を踏みにじるものだ」と言って個人的見解を述べています。それを、名古屋市の裁量の範囲と主張しています。

そこで質問します。市長の発言は、文化芸術基本法にも反するものであり、裁判でも否定されています。それにもかかわらず、上告するのですか。回答を求めます。

2 議会に諮らず専決処分としたのは議会軽視ではないのか

第2の質問です。一審判決は、昨年5月25日にだされ、14日間の猶予があるにもかかわらず、5月30日に控訴しました。専決処分でした。このことについて議会を軽視するものだと私は質問しました。市長は、6月22日の答弁で、裁判所は、「仮執行、強制執行を認めていて、そのまま時間がたち強制執行されてしまえば、市民に対して申し訳たたんじゃないですか。時間が誠にないということで専決処分させていただいた」と答弁しました。

ところが、今回の控訴判決は、12月2日にだされ、上告を専決処分で、12月16日、期限いっぱい、の14日後にされています。12月2日は、11月議会開会中でした。議会は、12月7日まで行われてい

ました。にもかかわらず、議会延長も求めず、専決処分で上告しました。議会軽視ではありませんか。まさか、専決処分であれば、効力に影響がないことを承知して行われたのではないでしょうね。

そこで、質問します。今回、仮執行や強制執行の心配をされていないようです。なぜ、控訴と異なって、上告は、期限いっぱいでしたのか。違いを明らかにしてください。議会にかけなかった理由についてもお答えください。

3 負担金及び遅延損害金を支払った理由は

第3の質問です。名古屋市は、今年1月13日、負担金 33,802,000 円全額と、負担金の請求の支払い期限の翌日である 2019 年 10 月 19 日からの遅延損害金年 5 分の割合で 5,473,145 円をあいちトリエンナーレ実行委員会に支払っています。遅延損害金が増額となるのを防ぐためのようです。

そこで質問します。一審判決後にはこのような措置は取りませんでした。遅延損害金が増額となるのはわかっていました。なぜ、今回、支払うことになり、なぜ、一審判決後は支払わなかったのですか。回答を求めます。

以上で第1回目の質問を終わります。

政治的に偏った展示への税金の使い方が問題（市長）

【市長】自分の金で自分の選んだところでやってください。それだったらいいません。いう権限がありませんので。税金を使って…、判例では実行委員会がやっているんだと…。僕らから見ればどう考えても名古屋市というか愛知県というか、公共の主権と、皆がほとんど全員そう思われているんじゃないですか。実際、そのように運営されております。そういうことで、判決も認めています、著しく政治的に偏った展示をされるというのは、これは認められんのではないかと、ということ言っておりまして、表現の自由というよりも税金の使い方をどういう風に考えていくのだと、市長の責任もありますし、議会の責任も当然あります。そういう問題でして、今回のような判決を認めると、著しく政治的に偏った、よく反日展示といいますけど、そういう展示を税金でやるべきではないと、公共的な、実行委員会だから公共ではないと言っている人というか、そういうのがありますが、これは判例に反しておりまして、名前は、あれは実行委員会でなく外郭団体がやった場合でも、名古屋のデザイン博もそうだが、これは名古屋市がやったことになるという判例にも反するというので、こういう主張しているんであって、私は市長としての、淡々と、というか、税金を市民の皆さんのために公正に使っていくと。憲法15条2項には、全公務員は全国民の代表者である、公正にやらないかんという規定がありまして、そういう任務に従って考えている。

聞いたことにすべて答えよ

【江上議員】質問に答えたのですか。それですべてか。

上告審では判例違反などの要件が必要なので慎重に判断、遅延損害金は判決と市民感情を考慮し仮払いとして払った（市長）

【市長】それなら答えますが、2問では、上告審においては民事訴訟法では、上告の判例違反とか、そういうことの要件が定められておりまして、議論に議論を重ねて慎重なうえに慎重に判断させていただいた。遅延損害金を支払ったことについて、私どもは当然承服はできないが、1・2審でトリエンナーレが実行委員会であって公共事業ではないと、あっと驚くような判決をされたということですが、現実にあのような判決が出たということは、これは重く受け止めないかん、市民感情も配慮させていただいて、仮払いということで、最高裁はちゃんと判断してくれると思いますけど。1週間ほど前には小法廷で金沢の例も出まして、やっぱり公共的なものというか、そこが一定の判断をすると、裏書効果ということは判決では使っていなかったと思いますが、公共がそちらを支持したように見えるということで、これは、隣が土地のところで一定の表現をするにしても、一定の配慮がいるというか、そういう判決をしておりますので、そういう趣旨からして、こういう格好を取らしていただいた。

展示物に対する内容に踏み込む発言ではないのか

【江上議員】答弁になっていませんね。表現の自由を尊重するとは言われませんでした。日本人の心を踏みにじるものだというのは名古屋市が展示物に対する内容に踏み込む発言であると認めますか。

表現の自由は当然尊重されるが、反日展示は自分の金でやってくれ（市長）

【市長】表現の自由は当然尊重されるのが、優越的地位があると憲法上は言われておりまして、重要なものです。江上さんは気に入らんかもしれないが、私の知っとる方の中では自分たちの税金を使って、また名古屋市が主催と、愛知県かもしれんが、中心となってやるということはやめてくれ、反日展示は、という方は大変多く見えます。だからそういう方の意見に耳を傾けて、全国民の奉仕者として、市長は行動せないかん。表現の自由は最も大事にしております。表現の自由を頭に刻んで行動させていただいている。

芸術活動は多様な解釈がある。市民感情があるから負担金を払ったというが

【江上議員】判決にもありますが、芸術活動は多様な解釈がある、鑑賞者に不快感、嫌悪感を与えてもやむを得ないんだと。芸術活動とはそういうものだということが述べられています。

市民感情ということを言われました。市民感情があるからお金を払ったんだと。その市民感情は、もうこんなことに税金を使うなどと言っていると思いますが、どのような市民感情と受け止めているのか。

自分の金で自分の選択でどっかでやってほしいという人が多い（市長）

【市長】いろいろな方がお見えになりますけど。昭和天皇、日本国の象徴と書いてある人を、方をバ

一ナで燃やして、写真を、足で踏んづけるようなことは、自分の税金を使って、名古屋市民として
すんどる人間として市民税を払っとる人間として、そういうふうにはやってくれるなど、もしやるな
ら自分の金で自分の選択でどっかでやってほしいと、そういう方は大変に多いですよ。

遅延損害金540万円余は市長自身が払うべきだ。名古屋市の代表として見識 ある行動を

【江上議員】いろいろと言っているが、納得できません。負担金は名古屋市が払うべきだと思います
が、遅延損害金540万円余は市長自身が払うべきだと思います。

行政の長たる市長は、名古屋市の代表です。代表として見識ある行動をとることを求めて、あとは
関係委員会での質疑にゆだねて終わります。